

投資家の皆様へ

【特定投資家】と【一般投資家】の移行手続きの見直しについて

新生インベストメント・マネジメント株式会社

- ・ 平成 22 年 4 月 1 日の改正金融商品取引法の施行により、「特定投資家」と「一般投資家」の移行手続きが見直されました。
- ・ 特定投資家制度においては、お客様が「特定投資家」である場合には、契約締結前の書面交付義務などの行為規制が適用除外となります。
- ・ 「一般投資家」に移行可能な「特定投資家」は、一定の手続きを経れば「一般投資家」に移行し、また、「特定投資家」に移行可能な「一般投資家」は、一定の手続きを経れば、「特定投資家」に移行します。
- ・ 従来は、いずれも移行期間は最長でも 1 年以内となっていました。が、「特定投資家」から「一般投資家」への移行については、期限の定めがなくなり、お客様の申出があるまで有効となりました。
- ・ 「一般投資家」から「特定投資家」への移行については、当社は、毎年 3 月末日を「一般投資家」から「特定投資家」への移行の「期限日」と定めていましたが、平成 22 年 4 月 1 日以降は、「期限日」を定めません。

■ 投資家区分

(1) 特定投資家 (一般投資家への移行不可)	国、日本銀行、適格機関投資家
(2) 特定投資家 (一般投資家への移行可)	地方公共団体、上場会社、資本金 5 億円以上と見込まれる株式会社等
(3) 一般投資家 (特定投資家への移行可)	(1),(2)以外の法人、一定の要件に該当する個人
(4) 一般投資家 (特定投資家への移行不可)	(3)以外の個人

以上